

## ○社会教育法における公民館の定義

社会教育法（昭和24年6月10日施行）

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うにあたっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

### 第五章 公民館

（目的）

第二〇条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

## ○公民館の設置及び運営に関する基準について

### 1. 経緯

- ・昭和34年当時、公民館がすでに社会教育の中心的役割を果たしていたにもかかわらず、施設・設備が不十分で適正な公民館活動を営むのが困難な状況にあったため、昭和34年12月28日、文部省告示第9号をもって「公民館の設置及び運営に関する基準」を告示。
- ・その後、幾度かの改正がなされたが、平成10年12月7日文部省告示第160号での「公民館の設置及び運営に関する基準」では…

#### (施設)

第3条 公民館の建物の面積は、330㎡以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は、230㎡を下らないものとする。

2 公民館には、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 会議及び集会に必要な施設（講堂又は会議室等）
- 二 資料の保管及びその利用に必要な施設（図書室、児童室又は展示室等）
- 三 学習に必要な施設（講義室又は実験・実習室等）
- 四 事務管理に必要な施設（事務室、宿直室又は倉庫等）

3 公民館には、前2項に規定するもののほか、体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えるように努めるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する施設は、公民館の専用の施設として備えるよう努めるものとする。

#### (設備)

第4条 公民館には、その事業に応じ、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。

- 一 机、椅子、黒板及びその他の教具
- 二 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像器、幻燈機、ラジオ聴取機、拡声用増幅器及びその他の視聴覚教育用具
- 三 ピアノ又はオルガン及びその他の楽器
- 四 図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具
- 五 実験・実習に関する器材器具
- 六 体育及びレクリエーションに関する器材器具



- ・そして、制定から50余年を経過し、人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展、地方分権の推進等この間に発生してきた新たな状況もあり、今後、社会の変化に対応した社会教育の推進が求められているところから、平成14年11月15日に「公民館の設置及び運営に関する基準」の見直し検討会設置要綱が制定され、平成15年3月31日までの間において、先の基準の大綱化・弾力化などを含め、大きく見直しが図られたところである。

- ・「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成 15 年 6 月 6 日 文部科学省告示第 112 号)

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第 3 条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第 4 条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第 5 条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(中略)

(施設及び設備)

第 9 条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

◎平成 10 年時と平成 15 年時の設置基準を比較すると、平成 15 年度時では面積基準や詳細な設備の記述が削除され、地域の実情に応じた弾力的な利用がなされるとともに、生涯学習施設として、年齢、性別、障害によって利用に不都合が無いよう配慮した設備という大まかな記述になっている。

## ○公民館の役割「公民館のあるべき姿と今日的指標」

- (1) 集会と活用「集まる」…地域生活に根ざす事業
- (2) 学習と創造「学ぶ」…生活文化を高める事業
- (3) 総合と調整「つなぐ」…地域連帯を強める事業